



# 長野県報

10月5日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2713号

## 目次

### 告示

事務処理規則に基づく平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課)..... 1

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)..... 1

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医療推進課)..... 1

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 1

保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課)..... 2

公共測量の終了(建設政策課)..... 3

土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課)..... 3

### 公告

表彰規則に基づく表彰(人事課)..... 3

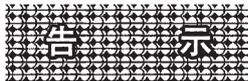
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)..... 4

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課)..... 4

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... 5

道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課)..... 5

特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課)..... 5



## 告示

### 長野県告示第443号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

水田農業所得向上緊急支援事業費補助金交付要綱(平成27年3月27日付け26農技第632号農政部長通知)の規定に基づく補助金

行政改革課

### 長野県告示第444号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
岡谷市民病院	岡谷市本町四丁目11番33号	平成30年10月13日

医療推進課

### 長野県告示第445号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	撤回日
市立岡谷病院	岡谷市本町四丁目11番33号	平成27年10月12日

医療推進課

### 長野県告示第446号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳269の1、279の142、279の182、279の197

- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第447号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
須坂市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
須坂市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、須坂市(次の図

に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第449号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第450号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第451号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
塩尻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第452号**

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成27年4月28日から平成27年9月14日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

**長野県告示第453号**

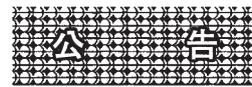
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
城山、大俣、草間、片塩、七瀬、田麦、小田中、上小田中、東山、間山、新野、桜沢1、大熊、大熊2号、桜沢2、奥手山、大沢、坂上、上池、穴田、小割、永江、熊坂、梨久保、大持平、向山日影、伊予岡、荒山、道光寺及び牡丹沢
- 2 指定の区域  
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課



**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、平成27年9月28日付けで次の者を表彰しました。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

県民栄誉賞

小澤 征爾

人事課